

(やさしい日本語)

母子寡婦福祉資金貸付について

お母(かあ)さんと 子(こ)どもだけの 家族(かぞく)や、お父(とう)さんと お母(かあ)さんが いない 子(こ)どもが 借(か)りることができる お金(かね)について 一母子寡婦福祉資金(ぼし かふ ふくし しきん)

下(した)の 人(ひと)は、少(すく)ない 利子(りし)*で お金(かね)を 借(か)りることができます。母子寡婦福祉資金(ぼし かふ ふくし しきん)を 借(か)りることができます。

利子(りし)*が ない ことも あります。

*利子(りし)は、お金(かね)を 借(か)りた とき、借(か)りた お金(かね)の ほかに 払(はら)う お金(かね)の ことです。

- 1 今(いま) 結婚(けっこん)していない 女(おんな)の 人(ひと)で、子(こ)どもを 育(そだ)てていて、子(こ)どもが まだ 20才(さい)に なっていない 人(ひと)
- 2 結婚(けっこん)して 子(こ)どもを 育(そだ)てたことがある 女(おんな)の 人(ひと)で、子(こ)どもの お父(とう)さんが 死(し)んでしまった 人(ひと)
- 3 お父(とう)さんと お母(かあ)さんが なくて、まだ 20才(さい)に なっていない 人(ひと)
- 4 お父(とう)さんが なくて、お母(かあ)さんが 育(そだ)てている 子(こ)ども
- 5 20才(さい)か 20才(さい)よりも 年上(としうえ)の 人(ひと)で、今(いま) 結婚(けっこん)していない お母(かあ)さんに 生活(せいかつ)の ための お金(かね)を 出(だ)してもらっている 人(ひと)
- 6 40才(さい)か 40才(さい)よりも 年上(としうえ)の 女(おんな)の 人(ひと)で、結婚(けっこん)していない 人(ひと)

次(つぎ)の とき、借(か)りることができます。

○家(いえ)を 直(なお)したり、ひっこしをしたりする ための お金(かね)が いる とき

○病院(びょういん)に 行(い)ったり 介護(かいご)を 受(う)けたりする ための お金(かね)が いる とき

○学校(がっこう)に 行(い)く ための お金(かね)が いるとき

お金(かね)を 借(か)りる ときの 決(き)まりは 市(し)、区(く)、町(まち)、村(むら)で 少(すこ)し 違(ちが)います。

何(なん)の ための お金(かね)を 借(か)りることができるか、いくらまで 借(か)りることができるか、いつまでに 返(かえ)さなければならぬか、利子(りし)が いくらか、などが 違(ちが)います。

もっと よく 知(し)りたい 人(ひと)は、まわりに いる 市役所(しやくしょ)や 町役場(まちやくば)の 人(ひと)か、避難所(ひなんじょ)の 世話(せわ)をする 係(かかり)の 人(ひと)に きいてください。